

付議案第 20 号

福岡市教育委員会職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 3 年 3 月 17 日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、令和 3 年度教育委員会組織編成に伴い、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程の一部改正

福岡市教育委員会職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程（平成 11 年福岡市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条中「総務部長」を「職員部長」に改める。

○福岡市教育委員会職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程（平成11年福岡市教育委員会訓令第1号）の一部改正案（新旧対照表）

旧	新
<p>第1条（略） （育児を行う職員による深夜勤務の制限の請求）</p> <p>第2条 小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが，深夜において常態として当該子を養育することができるものとして教育長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）であって深夜勤務の制限の承認を受けようとするものは，深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。）について，その初日及び末日とする日を明らかにして，当該初日とする日の1月前までに，書面により所属長を経て<u>総務部長</u>（以下「部長」という。）に請求を行うものとする。ただし，当該請求を行う時期については，真にやむを得ない事由があると教育長が認めるときは，この限りでない。</p> <p>以下略</p>	<p>第1条（略） （育児を行う職員による深夜勤務の制限の請求）</p> <p>第2条 小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが，深夜において常態として当該子を養育することができるものとして教育長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）であって深夜勤務の制限の承認を受けようとするものは，深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。）について，その初日及び末日とする日を明らかにして，当該初日とする日の1月前までに，書面により所属長を経て<u>職員部長</u>（以下「部長」という。）に請求を行うものとする。ただし，当該請求を行う時期については，真にやむを得ない事由があると教育長が認めるときは，この限りでない。</p> <p>以下略</p>